



2024年2月13日

各 位

会 社 名 今村証券株式会社
代 表 者 名 取締役社長 今村 直喜
(コード：7175 東証スタンダード)
問 合 せ 先 常務取締役管理本部長 吉田 栄一
(TEL 076-263-5222)

自己株式の取得及び自己株式立会外買付取引（T o S T N e T - 3）による
自己株式の買付けに関するお知らせ

(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得及び
自己株式立会外買付取引（T o S T N e T - 3）による自己株式の買付け)

当社は、2024年2月13日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議しましたので、お知らせいたします。

1. 自己株式の取得を行う理由

当社は、かねてより資本効率の向上等を図るため自己株式の取得を検討しておりましたが、市場から取得するとなると一層の流動性の低下が懸念されることから、実施に至っておりませんでした。

この度、当社の支配株主である当社取締役社長 今村直喜氏の近親者である今村和子氏から、保有する株式の一部を売却したい旨の打診を受け、改めて同氏の保有する当該株式を自己株式として買い受けることについて検討いたしました。

当該株式を自己株式として取得することは、資本効率の向上を図るとともに経営環境の変化に応じた将来の柔軟な資本政策を遂行するために有益であることに加え、同氏の保有する当社株式が短期間に市場で売却された場合の市場への影響を回避できるうえ、流動性の低下も招かないことから、自己株式の取得を行うことといたしました。

2. 取得の方法

本日（2024年2月13日）の終値1,127円で、2024年2月14日午前8時45分の東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（T o S T N e T - 3）において買付けの委託を行います。（その他の取引制度や取引時間への変更は行いません。）

当該買付注文は、当該取引時間限りの注文といたします。

3. 取得の内容

(1) 取得する株式の種類	当社普通株式
(2) 取得する株式の総数	230,000株（上限） （発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 4.32%）
(3) 株式の取得価額の総額	259,210,000円（上限）
(4) 取得結果の公表	2024年2月14日午前8時45分の取引終了後に取得結果を公表いたします。

(5) そ の 他	当社は、支配株主である当社取締役社長 今村直喜氏の近親者である今村和子氏から、その保有する当社普通株式の一部をもって応じる意向を有している旨の連絡を受けております。なお、今村和子氏は当社取締役会長 今村九治氏の近親者にも該当します。
-----------	--

(注1) 当該株数の変更は行いません。なお、市場動向等により、一部又は全部の取得が行われない可能性もあります。

(注2) 取得予定株式数に対当する売付注文をもって買付けを行います。

4. 支配株主との取引に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況

本自己株式の取得は、当社の支配株主である当社取締役社長 今村直喜氏の近親者である今村和子氏が売り手として参加することを予定したものであるため、支配株主との取引等に該当します。

当社が2023年6月29日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は以下のとおりです。

「当社は、支配株主との重要な取引（有価証券の売買の取次ぎに係る取引を除く。）につきましては原則として行わない方針であります。例外的に支配株主と取引を行う場合は、取引の必要性、同種取引の一般的条件に照らした取引条件の妥当性等に関し十分に協議し、特別委員会及び取締役会の決議を経ることとしております。また、必要に応じ中立の専門家に取引条件の合理性・妥当性に関し意見を求めることとしております。なお、有価証券の売買の取次ぎに係る取引条件につきましては、他の一般顧客の取引と同様の条件としております。」

当社では2024年2月13日に取締役会を開催し、本自己株式の取得は、資本効率の向上を図るとともに経営環境の変化に応じた将来の柔軟な資本政策を遂行するために有益であることに加え、同氏の保有する当社株式が短期間に市場で売却された場合の市場への影響を回避できることを確認し、かつ現在の株価水準を考慮して、十分な審議を行い、出席取締役の全員一致により本自己株式の取得に関する決議を行いました。従いまして、当該取引等の決定は「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適合していると判断しております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

公正性を担保するための措置として、当社は、自己株式立会外買付取引（T o S T N e T - 3）を利用し、本日（2月13日）の株価終値での本自己株式の取得を行う予定です。

利益相反を回避するための措置として、利害関係を有する取締役である今村直喜氏及び今村九治氏を除いた取締役のみで、本自己株式の取得に係る取締役会の審議及び決議を行っております。

(3) 当該取引等の決定が少数株主にとって不利益なものでないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見

本自己株式の取得に関する取締役会の決議に際しては、支配株主と利害関係のない社外取締役（独立役員）である福島理夫氏及び室屋和菜氏並びに社外監査役（独立役員）である中島史雄氏及び山岸晋作氏で構成される特別委員会より、本日付で、本自己株式取得の決定は、以下のとおり公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が取られていることから、少数株主にとって不利益ではない旨の意見書を得ております。

① 本自己株式の取得は、資本効率の向上を図るとともに経営環境の変化に応じた将来の柔軟な資本政策を遂行するために実施されるものであり、少数株主に対して不利益を与える目的や意図がなくて実施されるものではない。

- ② 本自己株式の取得に係る取締役会の審議及び決議は、利害関係を有する取締役である今村直喜氏及び今村九治氏を除いた取締役のみで実施されていることから、意思決定過程の公正性の確保及び利益相反を回避するための措置が取られている。
- ③ 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（T o S T N e T - 3）が利用されることから、価格の公正性が担保され、かつ他の株主にも取引機会が平等に与えられるため、取引条件の公平性が確保されている。

（ご参考）2024年1月31日時点の自己株式の保有状況

(1) 発行済株式総数 （自己株式を除く）	5,319,664 株
(2) 自己株式数	336 株

以 上